

清須市における福祉有償旅客運送の必要性について

1. 清須市における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況

本市における移動制約者の状況は、介護保険の要支援認定を受けている者が 548 人、要介護認定を受けている者が 1,465 人、身体障害者手帳の交付を受けている者が 2,043 人、療育手帳交付者 346 人、精神保健福祉手帳交付者 430 人となっています。

◆ 清須市の人口

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

総人口	65歳以上人口	高齢化率
65,702	13,577	20.66%

◆ 移動制約者の状況

① 要支援、要介護者認定者数

(平成 24 年 4 月 1 日現在 単位：人)

要支援			要介護						合計
1	2	計	1	2	3	4	5	計	
255	293	548	347	304	273	297	244	1,465	2,013

② 身体障害者手帳交付者数

(平成 24 年 4 月 1 日現在 単位：人)

身障手帳区分	18歳未満	18歳以上	合計
1 級	10	570	580
2 級	14	309	323
3 級	8	483	491
4 級	4	451	455
5 級	2	110	112
6 級	5	77	82
合計	43	2,000	2,043

③ 療育手帳交付者数

(平成 24 年 4 月 1 日現在 単位：人)

区 分	合 計
A	158 人
B	87 人
C	101 人
合計	346 人

④ 精神保健福祉手帳交付者数（精神障害者）

（平成24年4月1日現在 単位：人）

区 分	合 計
1 級	33 人
2 級	234 人
3 級	163 人
合 計	430 人

①から④の合計（重複あり）・・・・・・・・ 4,832 人

2. 清須市内の運送事業者の状況

ア. 一般タクシー

（平成23年度）

事業者数	車両数
3 者	53 両（内、1 事業者が車椅子自動車 2 両を所持）

イ. 介護タクシー

（平成23年度）

事業者数	車両数
3 者（3 者とも個人経営）	3 両（車椅子自動車）

3. 移動支援サービスの現状等について

本市においては、公共交通機関の利用が困難な障がいのある方に対して、日常生活における外出を容易にするため、タクシーを利用する場合、その料金の一部を助成する「タクシー料金助成事業」を実施しています。

また、平成18年10月10日より、市民の移動利便性の確保、各種公共施設の交通アクセス確保のためコミュニティバス（きよすあしがるバス）を運行しています。

事業名	目的・内容	対象者
タクシー料金助成事業	障がいのある方がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成する。 ○一乗車 650 円を助成（1 年度 120 回を限度） ※ガソリン費用助成事業との選択	身体障害者手帳 1～3 級 療育手帳 A・B 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級

4. NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況

本市においては、現在、有償で輸送サービスを行っている事業者はありません。

5. 清須市における福祉有償運送の必要性について

本市では、高齢化率が20%を超えるとともに、介護保険による要支援・要介護認定者についても平成24年4月1日現在で2,013人となり、今後団塊の世代が高齢期を迎え、介護の必要な高齢者が増加の一途をたどるため今後は、要支援・要介護者への身近な輸送サービスの確保や社会参加のための環境整備が課題となっています。

本市における公共交通機関は、名鉄本線、名鉄犬山線、JR東海道線及びJR城北線の各駅が市内にあるもののバス路線はなく鉄道利用者以外の移送手段としては一般タクシーと前述のコミュニティバス（きよすあしがるバス）しかないのが現状です。

本市内には総合病院や養護学校がなく、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がいのある方の通院や通学の手段としての輸送サービスが必要であり、市内の事業者が運行する福祉車両のみでは、利用の時間帯等の諸条件から、移動制約者の輸送を確保するには不十分であると考えます。

また、障害者等を抱える家族に対する配慮も必要と考えています。知的障害者のように自分一人では行動できないような場合には、利用者と福祉有償運送を行う団体の運転者と日頃からコミュニケーションを保つことにより障害者本人の単独での移動も可能となり、家族の負担も軽減されることとなります。その他認知症高齢者や精神障害者の方は、その特性から顔なじみの運転者による輸送サービスを受けることで、本人や家族とも安心して外出することができ、また社会参加の増加も考えられます。

以上により、本市においては、NPO法人等による輸送サービスの提供が必要であると考えられるものです。